

機械器具設置工事業における墜落・転落災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	10～11	各槽間のシート交換作業時に槽上の端に足を掛け、槽の反対側からシートを受け取り戻ろうとした時につまずき、槽蓋（塩ビ）に乗り落下してしまった。	24	—
1	8～9	搬入、上部に仕上げながら配管ルート等を追っていた。身体の向きを変えて1、2歩進んだ時、コンパネがズレており開口部が開いている場所に右足を踏入れ、身体のバランスを崩して開口部の内側側面に右脛をぶつけ、身体ごと前方に倒れ、右脛を粉碎骨折した。	62	—
1	9～10	検査室の新設事にて、室内の仕上げ工事中、高さ3mの天井に電源レールを取り付けるため、寸法計測と取付位置の確定作業を脚立に乗り作業をしていた際に、身体のバランスを崩してコンクリート仕上げの床に転倒し、後頭部を打撲受傷した。	38	—
1	15～16	作業現場にて天井作業をしていたが、休憩をとる為作業を一時中断し、長梯子を使って下へ降りようと足を掛け降り始めた時、足を滑らせ3m高より落下した。	59	1～9
1	10～11	山の伐採中、作業道造成の際にコンボの片キャタが滑り、アームを着いたが操作ミスをし、下まで転落した。	64	—
2	16～17	更新工事に伴う施主検査中、建物内階段を移動中に2階から下る際、階段を踏み外し1階の踊り場まで転倒したものである。頭・顔からの出血があったため救急搬送し、検査確認及び処置をした。	58	1～9
2	13～14	本社内で補修工事のための工事機材を2tトラック上で整理していた。その際、右足作業着の裾がトラックの荷台に引っ掛かってしまい、バランスを崩し、荷台から転落し、左膝周辺部を地面に強打し、負傷したものである。（トラック荷台から地面まで約1m、後ろ向きで地面に落下したが、右足裾が荷台に引っ掛かったた	63	—

		め、地面に対して体が正面に近い向きになり、左膝付近を打ちつけた。)		
2	23~24	工場にて道具をトラックに積込をしている際誤って転落した。その時に肘をつけて負傷した。	26	—
2	12~13	社員4名と共に現場に入り、各機器に分散し被災者は5-A返送汚泥流入可動堰開閉器架台上で、開閉器スピンドルカバーに文字を記入している時に曇りから小雨となった。昼食の時間となったため、他の社員と共に仕事を中断し、開閉器架台上から後側にある点検用の開口部に設置してある合成木材製蓋の2枚の内1枚の上に降りた際、蓋が良く閉まっていなかったのか、その1枚と共に約7m下のコンクリート下面に落下し、全身を打撲し、事故から約1時間後に救急搬送したが、同日死亡した。	57	1~ 9
3	11~12	熱漏改修工事現場で脚立に昇り、プルボックス周りのコーティング作業を行っていた。作業途中に脚立から降りよとした際に足を滑らせ、脚立3段目（約80cm）から落下し、腰と尻から着地した。	74	10 ~ 29
3	14~15	工場の避雷針改修（震災復旧）工事で製鋼スクラップヤードの避雷針ポール取り替えをクレーンに搭乗設備を設けて2名（作業リーダーと被災者）で作業をしていた。避雷針用架空地線を新ポールに取り付けた後、断線した線の接続の為、作業リーダーは安全帯のフックを新ポールに掛けてからスレート屋根に移動し接続の準備を行っていた。その時後ろで「ガシャッ」と音がしたので振り返ると被災者がスレート屋根の明り取りを踏み抜き約16m下のスクラップヤードに墜落した。	31	1~ 9
4	8~9	被災者は、工場内の電気集塵機改修工事現場で、集塵機のホッパー接続部分を清掃しようと、ホッパー上（地上約3m）に乗って作業をしていたとき、足を踏み外し約3m下のコンクリート基礎上に落下し被災した。	43	1~ 9
4	8~9	ボイラー前のグレーチング床上（床面グレーチングは番線にて仮固定）で、製品（重量180kg）の据付を同僚と2人で行っていた。仮置きしていた製品を据付位置へ移動する為、上部フロアからチェーンブロックにて斜め引きをしている最中、製品と一緒に仮固定してあった床面グレーチングの番線が破断して、グレーチングが外れ、その上に乗っていた本人は約5.6M下の階段踊り場まで墜落した。	57	10 ~ 29
				10

4	15～ 16	工場混合設備のドラムミキサーリング測定を行うための停止位置確認を終え、モンキータラップを降りる際に足を踏みはずし、右足付け根を捻った。	54	～ 29
5	15～ 16	搬入先工場内で搬出口の解体作業中、屋根に上りブルーシートを巻き上げる時、ロープが外れ屋根から地面に転落し、右腕と右肩を負傷した。	36	1～ 9
5	13～ 14	内作場で、道工具の準備中、棚上部の工具箱を持ち、降りる際に、脚立を踏み外し転落した。その際、脚立の踏み棧に右足が入って脚立と共に倒れ、骨折負傷した。	58	1～ 9
5	9～ 10	コンテナクレーンの脚立上で固縛用プレートを溶接完了後の移動中に足が雨で濡れていた為に、足が滑って落下しそうになった時に、フォークリフトの爪部に道具箱があり、それを掴んだ時に同部箱が落下し（地上1.8m位）、手と顎、膝下部を負傷した。	35	1～ 9
6	13～ 14	主灰コンベヤ上部で減速機交換（新品を据付）中に、減速機を設置する為、台座固定用ボルトのネジ締めをスパナを使用し、両手を使って行っていた。その際にスパナがボルトから外れ、身体のバランスを崩し、約2.5m下の床に墜落し、排水溝に左足がかかり、左足首の骨折及び脱臼をした。尚、当該現場は「安全帯着用・使用」が大原則となっていたが、当時に限り、不用意にもその義務を怠った為であり、かつ現場管理者がチェックを怠った為と思われる。	36	10 ～ 29
6	9～ 10	定盤を搬入設置時に、定盤がずれていたため、位置調整を行うために開口部の端を移動していたところ、照明の光が目に入り、端から足を踏み外して、深さ1.5mのピットに転落し、架台に胸部を強打した。	60	10 ～ 29
6	16～ 17	敷地内で、コンテナの外部塗装のため脚立にのり作業を行っていたが、脚立から降りようとした際に脚立の一部に足を引っ掛けてしまい、バランスを崩して落下し負傷した。	40	50 ～ 99
6	12～ 13	取替予定の20件を持って工事所を出発した。12件目の当該現場に到着し、全廃中のため停電にて工事に着手した。90cmの3段脚立の2段目に乗って作業を実施した。新計器取付後、脚立から降段する際、安全帯前部につけていた無停電バイパス工具（小）のフック部が脚立の天板部に引っ掛かり、体勢を崩して転落した。	36	10 ～ 29

		転落した際打撲した。その後、診察の結果、上記傷病名が判明した。		
6	14~ 15	個人宅にて太陽光パネルの設置工事をするため、降っていた雨も上がり、屋根の状況確認をするべく腰道具袋を装着して梯子で2階に上がり、軒先を歩いていたところ、屋根は乾いていたが、靴の裏が濡れていたため、滑ってしまいバランスを崩して2階から転落し、その際に右手首骨折、左上腕および右膝を打撲した。	27	10 ~ 29
6	16~ 17	工場内において、モニターを取り付ける作業を2名で行っていた時に、脚立に上り、壁面に取り付けたモニター取付金具までモニターを持ち上げて取付作業を行っている際、バランスを崩して脚立が倒れ負傷した。	54	1~ 9
6	13~ 14	ダクト工事を担当する板金工場に所属する被災者は、災害当日、1階の機械室内において、2F系統ダクト吊辺工事に従事していた。被災者が脚立（7尺）を登る際、脚立の6段目の所で既設吊りボルトを握り、体重をかけた時に吊りボルトがアンカーより抜け、吊りボルトと共に被災者は転落し、骨折した。	61	50 ~ 99
7	8~9	整備休憩室につながっている旧駐車場の解体の際、まちがって足を天上板の薄い梁にかけて、板が折れて落ちた。	62	1~ 9
7	13~14	工場A-4レーンにてガントリー（足場）解体作業中にバランスを崩し約3mの高さから転落。胸椎脱臼骨折。	23	1~ 9
7	10~11	製造所内動力係圧気製造エリアにおいて管サポート取り付け作業後に高さ2.3mの仮設足場から梯子で下りている時に当日早朝に小雨で梯子が少し濡れていて安全帯は着用していたが周囲の設備に掛けないまま梯子に背を向けた姿勢でH鋼125mmのラックにつかまりながら降りていたため、梯子の4段目（高さ1.2m）に右足をかけ滑ったため転落しお尻から、落ち、強く打ったため腰椎圧迫骨折した。	68	1~ 9
7	11~12	工場にて、食鳥処理機械マエストロ部品交換工事の際、機械下部の受けパンの上に立ちながら、機械上部のスライドシャフトのボルトをスパナで締めていた。右手にスパナを持ち、左手はスパナが滑らない様にボルト部を押さえていたが、ボルトを締めた勢いでスパナが滑り、その反動で受けパン（高さ約1.3m）の上から落下し、床で腹部を強打し負傷した。	50	1~ 9
		店舗エアコン撤去開始前に、電気業者とエアコンの電源を切る為、打ち合わせをし		

7	13～ 14	ていたが、分電盤が階段ぎりぎりな為、誤って約2メートルの階段を前のめりに転倒し、地下階段踊り場まで転げ落ちてしまった。ヘルメット、安全靴は着用していた。	65	1～ 9
7	9～ 10	個人宅の庭の手入れ・高木伐採作業中、チェーンソーを止めた直後、左手が止まりかけのチェーンソーの刃に当たり怪我をした。	36	1～ 9
7	17～ 18	被災者は、共同作業員2名とNo.2ゴミクレーンガータ上（8F）で、安全ネット用のワイヤー張り準備作業を実施していた。夕方、別作業による溶接の火の粉がバケット上（6F）のゴミに引火した。これを消火するため、共同作業員2名は6Fに向かった。その際、被災者は親綱へ安全帯をかけて使用していたが、その後の行動は不明である。しばらくして被災者の墜落を確認し、救急車にて病院へ搬送したが、その後、被災者の死亡を警察の連絡より確認した。	63	1～ 9
7	14～ 15	サイロ内の補修工事で、サイロ内の出入口に上がる際、土間より上1.2mステージ（既設）の昇降ステップ（既設）で、土間に降りようとタラップ縦地をつかみ、降り始めようとしたとき、左側縦地が折れて、足を踏み外し、体が転落して受傷した。	61	1～ 9
7	11～ 12	8mの高さでダクトの吊り作業を行う際、高所作業車を用いて玉掛けを行った。吊り旋回をしたところ、架台とダクトが引っ掛かり、クレーンに引き込む様に斜め吊りとなってしまった。そのため高所作業車に搭乗していた作業員が、クレーンオペレーターにブームを戻すように指示をしたが、引っ掛かりが外れて荷が振れ、高所作業車を押したことでバランスを崩し、クレーンにもたれかかる様に横転し、搭乗していた作業員2名が墜落した。その結果、1名は打撲、もう1名は右手指根元の骨折を負ったが、命に別状はなかった。	29	1～ 9
7	9～ 10	一戸建ての2F屋根上より、不要なアンテナを1Fに運ぶ作業をしていた。右手にアンテナを持って梯子で降りていたが、アンテナが長かったために木の枝に引っ掛かってしまい、安定感を失ったので地上のコンクリート部に転落し、その際に足と腰を強打した。	27	30 ～ 49
7	16～	店内のエアコン取付け作業中、エアコンの室内機を持ち脚立に上り、エアコンを取付けようとしたときにバランスを崩し、脚立から転落し転倒した。転倒した際に	52	1～

	17	床に左肩を打ちつけた。		9
9	12～ 13	整備工場の自動火災報知設備、定温式スポット型感知器の点検作業中、消火栓ポンプ室に入室した時、別の作業員が屋内消火栓を点検中、用がありポンプ室を離れるにあたり、転落防止及び注意喚起のため、ポンプ室の入口に蓋を立て掛けて退室、その後に水槽の口が開いているのに気づかず、天井を見ながら、点検移動した所、床下水槽（深さ1m10cm位）に落下、左足の腿を水槽の円蓋枠（直径60cm位）で打撲負傷した。	24	1～ 9
9	10～ 11	太陽光発電所建設現場において、架台に太陽系パネルを設置作業中、立馬に昇る際にバランスを崩し転落して、左肘を地面にぶつけ負傷した。	52	10 ～ 29
9	16～ 17	住居用エレベーターの検査を行っていた。カウンタークリアランスを測定するため、1階乗場からタラップを使用して降りる際に足を滑らせた。左足首を捻る状態で着地したため、負傷した。	58	30 ～ 49
9	16～ 17	共同溝入溝口から500m離れた溝内で構築調査作業終了後、終了報告をするために携帯電話の電波が通じる換気口に移動して座った状態で電話で報告した。その後、立ち上がる際に立ちくらみで隣接する共同溝の開口部から2.5m転落した。	42	100 ～ 299
9	20～ 21	脚立上の立ち作業（作業床：0.9m/3尺）にて、天井カメラを取り付けている最中、作業性が悪くなり、体を反らした際にバランスを崩し転落。隣接してあるラックに頭・体をぶつけ損傷した。	43	1～ 9
10	9～ 10	浄化センター内、水処理棟2系第2生物反応室で、蝶バエの発生原因となるスガム除去作業のための空気弁操作中に、床下の配管炉内（高所）作業環境で、墜落防止の為の必要な措置を取らず、適正な保護具、昇降器具を使用せず作業し墜落（足の位置より約1.0mの高さ）した。	61	10 ～ 29
10	9～ 10	会社の工場内でトラックから機材の荷下ろし作業をしているときに、トラック内で騎乗式の機械に乗ってトラックの荷台からトラック後部のパワーゲート（昇降装置）に機械を移動させたところ、バランスを崩し機械ごとパワーゲートから落下し、右足を機械と床の間に挟んでしまい負傷した。	35	30 ～ 49

10	9~ 10	一般廃棄物処理施設建屋4階にて溶接作業中、道具を取りに行こうと通行し、床面ダクト貫通部のダクトが外れたことにより、開口部となっていた直径約60cmの穴から3階へ転落し（高さ3.9m）全身を強打した。開口部は立札により表示されていた。	38	1~ 9
10	16~ 17	水タンクの新設の現場で、底板の基礎になる箇所に取り付け中に、底の所の端っこを歩いていて何らかの拍子で足を滑らせて土間に落ちて、右手をついて手首を骨折した。	62	1~ 9
12	22~23	作業場にて、空調内機フェイスの取付作業をローリングタワー上で行っていたところ、ローリングタワー撤去のため現場代理人より下りるように指示を受けた。被災者が下りようと昇降用梯子に足を掛けたとき、現場代理人が転落防止用筋交いを外し、ローリングタワーが屈曲して、転倒した。そのため、被災者は最上部より左踵から着地する状態で転落し、左踵骨骨折と診断された。	63	1~ 9
12	11~12	厨房換気扇取替工事で、高さ80cmの作業台の上でコンセントプラグを取り付けていたとき、体勢を変えようとした際にバランスを崩し、後ろ向きに転倒し、腰を打った。	68	1~ 9
12	16~17	ブロック塀の水槽側に立てた脚立で、槽内清掃で発生したゴミ（モルタルかす、木片等）を土のう袋に入れて、ブロック塀外側の集積所まで小運搬しようとしていたときに、脚立上で足を滑らせて、ブロック塀の内側（脚立の隣）に転落した。その際、その作業を監視していた者はいなかったが、ドンツと音がしたため他の作業員が見に行くと、仰向けに倒れていた。その後、救急車にて搬送され、右足の大腿骨骨折と診断された。	67	1~ 9
12	10~11	戸建ての屋外（庭）に監視カメラを設置するために、屋外配管（PF管）を敷設する際、120cmある脚立の84cmの踏棧で作業中、脚立のバランスが崩れて転倒し、本人は転落して足を着いた際に左足を骨折した。床面は庭で足元が不安定な中、はさみ板等での足元を安定させる措置を図っていなかった。なお、ヘルメットは装着していた。	41	10 ~ 29
		病院において、スプリンクラー設置工事の屋外作業中に、1台の脚立の脚それぞれに作業員が乗り、被災者がもう1人の作業員から道具を渡してもらおうとしたと		1~

12	12~13	き、足を踏み外して下のコンクリートに転落し、右足・右前腕・左手首を負傷した。被災当時、運動靴を履いており、安全帯はしていなかった。	44	9
----	-------	-------------------------------------------------------------------	----	---

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html